

移動制限措置の解除

1 制限の解除

県防疫対策本部は、動物衛生課と協議の上、各制限区域を解除する。

(1) 豚熱 (CSF) の場合

移動制限区域

次の要件をいずれも満たしたときに解除する。

ア 当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（と殺、焼却・埋却及び消毒が全て完了していることをいう。以下同じ。）後 17 日が経過した後に実施する清浄性確認検査で、全て陰性を確認すること。

イ 当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後 28 日が経過していること。

搬出制限区域

のアの検査で全て陰性を確認した時に解除する。

(2) アフリカ豚熱 (ASF) の場合

移動制限区域

次の要件をいずれも満たしたときに解除する。

ア 当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（と殺、焼却・埋却及び消毒が全て完了していることをいう。以下同じ。）後 11 日が経過した後に実施する清浄性確認検査で、全て陰性を確認すること。

イ 当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後 22 日が経過していること。

搬出制限区域

のアの検査で全て陰性を確認した時に解除する。